



2022年8月16日

各 位

会社名 株式会社物語コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 加藤 央之  
(コード：3097 東証プライム)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
財務・成長戦略担当 津 寺 毅  
(電話番号 0532-63-8001)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月16日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年9月27日開催予定の当社第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり当社定款を一部変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けものです。なお、本付則は期日経過後に削除いたします。

## 2. 定款変更の内容

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更後
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>第 2 条 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年 9 月27日

定款変更の効力発生日 2022年 9 月27日

以 上